

平成 25 年 5 月 14 日  
国土交通省土地・建設産業局建設業課

### 平成 24 年度「建設業法令遵守推進本部」の活動結果等について

平成 24 年度における「建設業法令遵守推進本部」（平成 19 年 4 月 1 日に各地方整備局等に設置。以下「推進本部」という。）の活動結果及び通報等の概要並びに平成 25 年度における活動方針は下記のとおりです。

#### 1. 推進本部に寄せられた法令違反疑義情報

平成 24 年度に推進本部に寄せられた法令違反疑義情報は、「駆け込みホットライン」への通報をはじめ、一般の者、公的機関からの建設業法に関する質問・相談等も含め、1,711 件。このうち、法令違反の疑いがある情報件数は 228 件でした。

内容は、下請代金の支払いに関する情報が最も多く、その他下請契約（追加・変更契約を含む）に関するものや主任技術者等の不設置等、他法令違反に関するものが多かったです。

※「駆け込みホットライン」は、推進本部に設けられた建設業法違反通報窓口です。

#### 2. 建設業者に対する立入検査等の実施回数

平成 24 年度に推進本部が上記疑義情報及び元請下請問の取引の実態を調査する「下請取引等実態調査」に基づき、建設業者の営業所等に立入検査を行った回数及び報告聴取並びに平成 24 年度から新たに実施した「復旧・復興工事に係る法令遵守の徹底」の一環として被災 3 県に新設された営業所等への立入検査等は延べ 1,041 回でした。

#### 3. 監督処分・勧告の実施概要

平成 24 年度に各地方整備局等が行った監督処分等の状況は、上記通報案件も含め以下のとおりです。

許可取消	0 件	
営業停止	26 件	[主任技術者等の不設置等 1 件、粗雑工事等による重大な瑕疵 1 件、独占禁止法違反 17 件など]
指 示	11 件	[主任技術者等の不設置等 2 件、営業所専任技術者の専任義務違反 2 件、労働安全衛生法違反 6 件など]
勧 告	310 件	[下請契約の締結について 203 件、施工体制台帳の未作成等について 132 件、下請代金の支払いについて 129 件、下請代金の見積、決定について 109 件、追加・変更契約について 83 件など]

※ 1 件の監督処分、勧告に複数の項目が含まれることがあるため、監督処分・勧告件数とその内訳の件数とは一致しない。

#### 4. 平成 25 年度における活動方針

これまでの「建設業法令遵守推進本部」の取組実績を踏まえ、機動的かつ効果的な指導監督を行うため、「駆け込みホットライン」に寄せられる通報内容や下請取引等実態調査の結果により、違反行為を行っている可能性の高い建設業者や繰り返し違反行為を行っていることが認められる建設業者に対して優先的・重点的に立入検査等を行い、違反行為の確認並びに適切な指導監督を機動的に実施することにより、法令遵守の一層の促進に努めます。

また、昨年度に引き続き、被災 3 県（岩手、宮城、福島）の復旧・復興工事に係る法令遵守（暴力団排除を含む。）の徹底を図るため、関係機関と連携した活動を実施するとともに被災 3 県に新設された営業所等への立入検査も実施します。

なお、平成 26 年度から予定されている消費税率の引き上げに先駆け建設工事の請負代金への消費税の転嫁について、講習会等の様々な機会をとらえて啓発を行っていきます。

更に、社会保険未加入企業対策の促進及び都道府県との連携を通じた建設業取引適正化推進月間等による法令遵守の更なる推進に向けた取組を引き続き行います。

(問い合わせ先) 国土交通省土地・建設産業局建設業課 建設業適正取引推進指導室

課長 補佐 高 芝 (内線 24715) TEL : (03) 5253-8111 (代表)、(03) 5253-8277 (直通)

調査指導係長 木 田 (内線 24785) FAX : (03) 5253-1553